

お客様各位

**【自動車保険】 Motor Claims Framework 制度の施行について**

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、2008年6月1日より、General Insurance Association（シンガポール損害保険協会）発表の Motor Claims Framework が施行されております。これにより、自動車事故発生時に必要となるご対応に変更点がございますので、お車を運転される皆様にはご一読頂きます様、お願い致します。

敬具

記

**<主な変更点>**

1. 事故から24時間以内或いは翌営業日以内の事故報告義務付け  
お車への損傷・保険利用意志に関わらず、指定修理工場或いは指定事故報告センターに事故報告を行ってください。期限以内に事故報告が成されなかった場合、ご契約更新時の NCD（無事故割引）が減額されてしまい。
2. SAS フォーム PART1 の廃止  
事故現場でお互いのサインをお願いしておりました SAS フォームの PART1 が廃止されます。SAS フォームは不要となりますが、事故相手の名前・NRIC/FIN 番号・連絡先・プレート番号などは現場にてご確認下さい。また、事故車の写真も可能であれば撮影下さい。事故報告の際には、PART2（SASフォーム裏面）へのご記入が必要となります。
3. 指定修理工場以外の業者によるレッカー牽引禁止  
事故によってレッカー牽引が必要な場合には、必ず保険会社による指定整備工場を通して手配下さい。上記は、2008年8月1日以降が保険始期となる更新契約及び6月1日以降が保険始期となる新規のご契約に対して適用されます。詳細内容に関しましては、GIA（シンガポール損害保険協会）のウェブサイトに掲載の Motor Claims Framework をご参照ください。ご不明点等ございましたら、お気軽に下記担当者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上

**【担当者連絡先】**

山本 太一 : 直通 6322-4638 E-mail: [taichi.yamamoto@sompo.com.sg](mailto:taichi.yamamoto@sompo.com.sg)  
城野 昌也 : 直通 6322-4672 E-mail: [masaya.jono@sompo.com.sg](mailto:masaya.jono@sompo.com.sg)